

かながわ子ども・若者みらいプラン 骨子(案)のポイント

神奈川県 福祉子どもみらい局
子どもみらい部 次世代育成課

令和6年7月19日

1 ふり返り

計画策定経緯、構成イメージ

こども基本法において、都道府県は、政府が策定する「こども大綱」を勘案して「都道府県こども計画」を定めるよう努めるものと規定されていることから、県は子ども・若者施策に関する既存の計画・指針を統合して「かながわ子ども・若者みらい計画（仮称）」を策定する。



こども大綱や条例の内容を踏まえつつ、こどもまんなか社会の実現に
向けた具体的な取組を記載

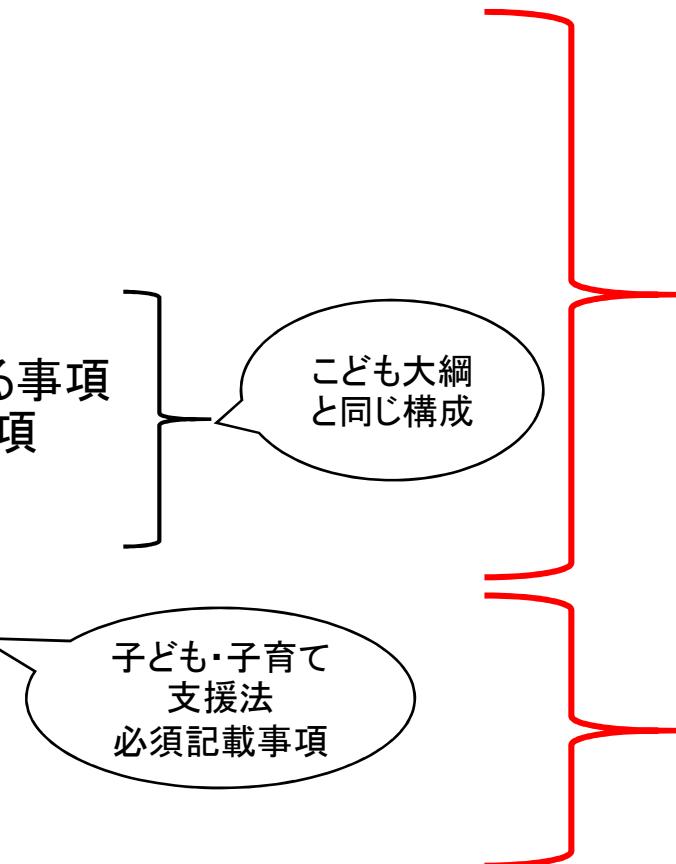
2 ふり返り

計画構成イメージ

- 1 はじめに
- 2 子ども・若者を取り巻く状況
- 3 計画の基本理念等
- 4 基本理念の実現に向けた具体的な取組
 - (1) ライフステージを通した子ども・若者施策に関する事項
 - (2) ライフステージ別の子ども・若者施策に関する事項
 - (3) 子育て当事者への支援に関する事項
 - (4) 施策推進の基盤となる取組
- 5 教育・保育の需給計画及び人材の必要見込み数
- 6 計画の点検・評価及び推進体制
- 7 参考資料

骨子案

素案で入れ込む



3 作成方法の考え方

1

記載内容の参考にした資料

- ・ こども大綱、自治体こども計画策定のためのガイドライン、改正子ども・子育て支援推進条例(以下「条例」)、新かながわグランドデザイン(基本構想及び実施計画)

2

全体の構成

- ・ **かながわこどもみらいプランをベース**に、神奈川県子どもの貧困対策推進計画及びかながわ子ども・若者支援指針の3プランを統合する形で作成

4 目次

新

はじめに

- 1 計画改定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象

本県の子ども・若者・子育ての状況

- 1 少子化の現状
- 2 子ども・若者の状況
- 3 子育て当事者の状況
- 4 子育てをめぐる県民の意識

計画の基本理念等

- 1 基本理念
- 2 基本方針
- 3 主要施策
- 4 施策体系

旧

はじめに

- 1 計画改定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象

本県の子ども・子育てを取り巻く現状

- 1 少子化の現状
- 2 子ども・子育てをめぐる現状
- 3 仕事と子育ての両立の状況
- 4 子育てをめぐる県民の意識

III

計画の基本理念等

- 1 基本理念
- 2 目指す姿
- 3 基本的視点
- 4 施策体系

5 | はじめに 主な変更点①(p.2-p.6)

1

計画の位置付け

- ・ こども大綱、条例、自治体こども計画策定のためのガイドラインp34を基に以下を追加
 - ①こども基本法に基づく自治体こども計画
 - ②子ども・若者育成支援推進法に基づく都道府県子ども・若者計画
 - ③子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく都道府県計画
 - ④条例に基づく計画

2

子どもの権利条約との関係を追加

- ・ SDGsの前に4原則の記載及び図表を追加

6 | はじめに 主な変更点②

(参考)自治体こども計画策定のためのガイドラインp34

一休とできる計画や計画と紐付く法令・指針の例

法令	計画	策定指針（大綱含む）
こども基本法 第10条	自治体こども計画	こども大綱
子ども・若者育成支援推進法 第9条	都道府県（市町村）子ども・若者計画	子供・若者育成支援推進大綱 (こども大綱に一元化)
子どもの貧困対策の推進に関する法律 第9条	都道府県（市町村）計画	子供の貧困対策に関する大綱 (こども大綱に一元化)
-	-	少子化社会対策大綱 (こども大綱に一元化)
次世代育成支援対策推進法 第8条、第9条	都道府県（市町村）行動計画	次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針
子ども・子育て支援法 第61条、第62条	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画、市町村子ども・子育て支援事業計画	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成26年内閣府告示第159号)
母子及び父子並びに尊婦福祉法 第12条	自立促進計画	母子家庭等及び尊婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針
成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律 第17条	母子保健を含む成育医療等に関する計画	成育医療等基本方針に基づく計画策定指針 成育医療等基本方針に基づく評価指標
-	都道府県社会的養育推進計画	都道府県社会的養育推進計画の策定要領（「都道府県社会的養育推進計画」の策定についての別添）
-	新子育て安心プラン実施計画	新子育て安心プラン

7 | はじめに 主な変更点③(p.4)

3 | 関連計画

現 行

他の計画等
神奈川県家庭的養護推進計画
神奈川県子どもの貧困対策推進計画
かながわ青少年育成支援指針
神奈川県地域福祉支援計画
かながわ障がい者計画
神奈川県障がい福祉計画
神奈川県食育推進計画
神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画
神奈川県保健医療計画
かながわ男女共同参画推進プラン
神奈川県犯罪被害者等支援推進計画
神奈川県住生活基本計画
かながわ教育ビジョン

名称変更

新プラン内
に含む

統合

新プラン

他の計画等

神奈川県社会的養育推進計画

神奈川県地域福祉支援計画

神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例
～ともに生きる社会を目指して～
に基づく基本計画

神奈川県食育推進計画

神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画

神奈川県保健医療計画

かながわ男女共同参画推進プラン

神奈川県犯罪被害者等支援推進計画

神奈川県住生活基本計画

かながわ教育ビジョン

かながわ人権施策推進指針

※「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画」の追加も検討中 7

8 | はじめに 主な変更点④(p.7)

4

計画の対象

すべての子どもと子育て当事者、そして、これらを取り巻く県民、事業者、行政等を対象とします。(施策の内容により、対象が異なります。)

子ども:0歳から18歳未満

若者:「思春期」(中学生年代からおおむね18歳まで)と「青年期」(おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。)の者

ポイント

- 子育て家庭を子育て当事者に変更
- 子ども、若者の定義を追加
- 条例の定義は、「こども:心身の発達の過程にあり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者をいう。」
- 一方、計画上は各施策によって対象が異なるので、対象を分かりやすくするために、別途定義した。

こども大綱P47

「乳幼児期」(義務教育年齢に達するまで)、「学童期」(小学生年代)、「思春期」(中学生年代からおおむね18歳まで)、「青年期」(おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。)とで分けて示す。なお、「若者」については、法令上の定義はないが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分があるが青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとする。

9 II 本県の子ども・若者・子育てを取り巻く現状

図表の整理(p.8-p.23)

- ・ **子ども大綱**で引用されているデータを基準とし、3プランで使用されている図表を取捨選択
 - ・ こども大綱の引用データが**63個**のため、骨子案の**掲載図表の数**もその数を目標とし、**67個**とした。但し、そのうち30個は参考図表として掲載
 - ・ R5に県内の中学生及びその保護者を対象に実施した**生活状況調査**の図表を追加
(世話をしている人がいるか、所得と勉強時間、買えなかつた物の3つ)
 - ・ 県民ニーズ基本調査で修正採用されたら**子ども・若者が自分自身の価値や存在感を実感できる世の中になっている。**も入れる
- ※ 一部、未更新のデータあり。また、今後最新データが出てきたら更新を予定

10 III 計画の基本理念等(p.26-p.27)

基本理念、基本方針

- ・ 条例に合わせる。
- ・ 条例の目的＝計画の基本理念
- ・ 条例の基本方針＝計画の基本方針

**基本
理念**
(条例1条)

子どもの目線に立った施策の推進を通じて、子ども一人ひとりが自分らしく、幸せに暮らせる社会を実現し、未来を担う人材を社会全体で育む

**基本
方針**
(条例3条)

子どもの目線に立った権利・利益の尊重

すべての子ども・若者があらゆる差別を受けず、生命、生存及び発達に対する権利や意見を尊重され、自分らしくいられるとともに、その最善の利益が考慮されること

子育てしやすい社会環境の整備

父母その他の保護者が子育ての責任を果たしやすいよう、家庭その他の場における生活を尊重しながら、子育てに関する負担の軽減及び不安の解消を図ること

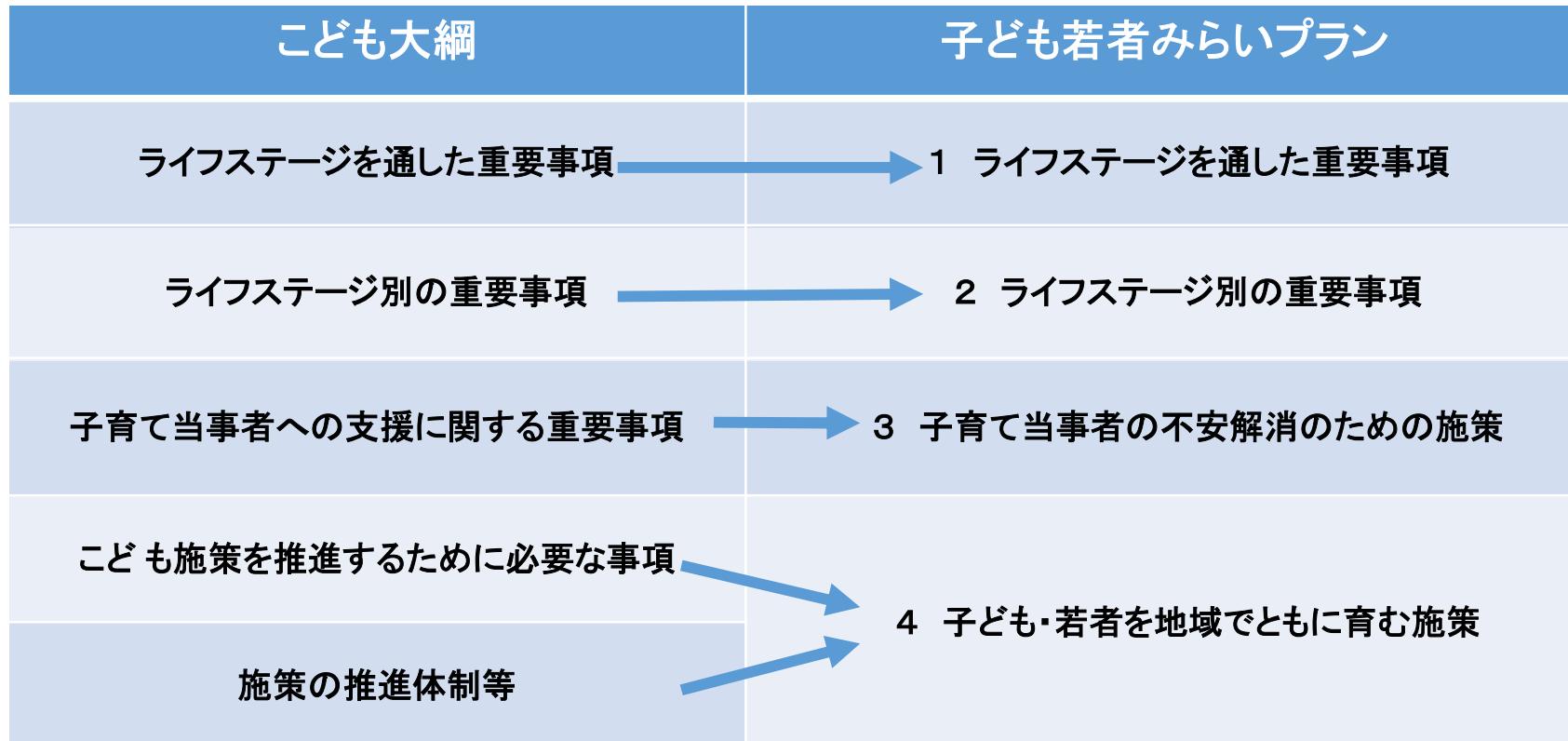
社会の一人ひとりが子育て当事者

社会全体が子育てに関わる当事者の子ども・若者目線に立ち、主体的に連携し、協力すること

11 III 計画の基本理念等(p.28)

主要施策

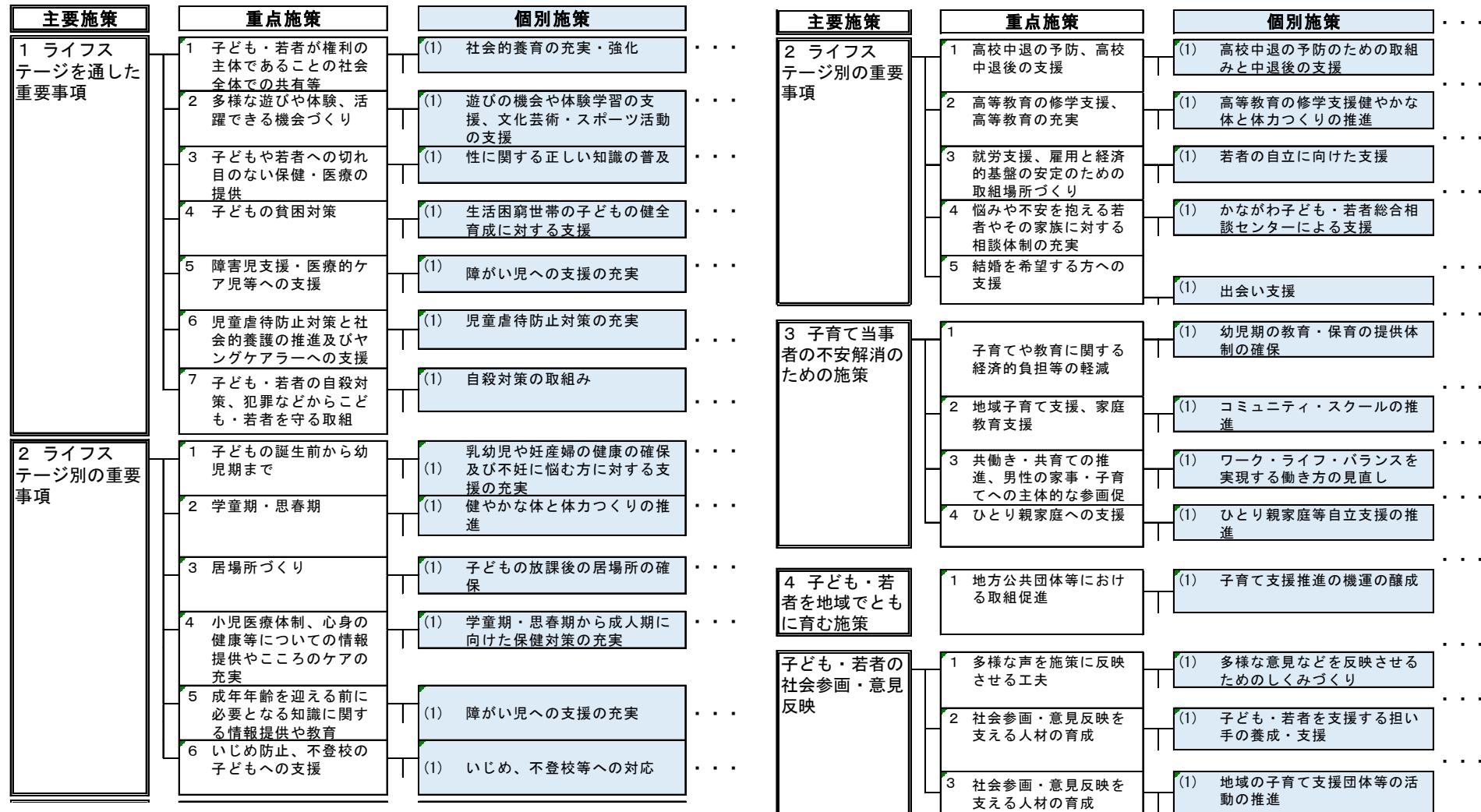
- ・ こども大綱の重点施策等に合わせる(施策体系図は次ページ)



12 III 計画の基本理念等(p.29-p.37)

施策体系図

※ 個別施策は仮置き



13 スケジュール

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
プラン			骨子案審議		骨子案議会報告	素案審議	素案議会報告		案審議	案議会報告
作業		具体的な施策 数値目標原案		具体的な施策、 数値目標 庁内照会		素案作成		パブコメ		
審議会		12日貧①			貧②				審議会③	
	19日子①		骨子案審議会① 7日		子②	審議会②				
	23日若①				若②					